

## 鳥取県私立高等学校専攻科支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鳥取県私立高等学校専攻科支援金（以下「専攻科支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 専攻科支援金は、鳥取県に所在する私立高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料に係る支援事業に対して、県がその経費を補助することにより、高等学校専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

### (専攻科支援金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、私立高等学校専攻科が次項の認定を受けた生徒（以下「受給権者」という。）の授業料を軽減する事業に対し、予算の範囲内で専攻科支援金を支給する。

- 2 専攻科支援金の支給対象となる生徒は、別に定めるところにより、専攻科支援金の支給対象であることについての知事の認定を受けた生徒とする。
- 3 専攻科支援金の額は、私立高等学校専攻科が受給権者の授業料を軽減した額の10/10（専攻科支援金の上限額は別に定めるところによる）とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 専攻科支援金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付の決定)

第5条 専攻科支援金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として30日以内に行うこととし、交付決定通知書（様式第3号）を私立高等学校専攻科（以下「補助事業者」という。）に交付する。

### (変更の申請)

第6条 規則第12条第3項の申請書には、様式第4号その他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

### (交付の変更承認)

第7条 知事は、補助事業者から前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、交付の変更決定を行い、変更承認決定通知書（様式第5号）を補助事業者に交付する。

### (状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、専攻科支援金に係る状況を速やかに報告しなければならない。

### (実績報告)

第9条 専攻科支援金に係る実績報告書は、当該年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。

- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(額の確定等)

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、専攻科支援金の交付決定額（第7条の規定による交付の変更承認をした場合は、その承認された額）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき専攻科支援金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）を補助事業者に通知する。

2 知事は、補助事業者に交付すべき専攻科支援金の額を決定した場合において、既にその額を超える専攻科支援金が交付されているときは、その超える部分の専攻科支援金の返還を命ずるものとする。

(専攻科支援金の経理)

第11条 補助事業者は、専攻科支援金について学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従ってその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月19日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行し、令和3年7月1日の補助金から適用する。

# 鳥取県私立高等学校専攻科支援金事務取扱要領

令和2年5月19日 制定

令和3年7月1日 改訂

鳥取県私立高等学校専攻科支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2項及び第3項並びに第12条により、要綱の施行に必要な鳥取県私立高等学校専攻科支援金（以下「専攻科支援金」という。）の事務の取扱は、次のとおりとする。

## 1 専攻科支援金の交付手続について

- (1) 専攻科支援金の交付手続については、交付要綱によること。
- (2) 交付手続に係る標準的なスケジュールは以下のとおりとする。

4月	交付申請書の提出	【学校→県】
	交付決定	【県→学校】
7月	変更承認申請の提出	【学校→県】
	変更交付決定	【県→学校】
7月・10月	所用見込額調査（対象者数及び所要見込額）	
	※当該年度の執行計画及び翌年度予算要求の参考に使用	
3月	実績報告書の提出	【学校→県】
翌年度4月	額の確定	【県→学校】
	※支払方法は、別途協議	

## 2 専攻科支援金について

### (1) 対象となる学校

専攻科支援金の算定対象となる学校は、鳥取県に所在する私立高等学校専攻科（以下「高等学校専攻科」という。）の学科のうち、以下の①又は②の要件を満たすものとする。

#### ① 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むこととし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年文部科学省告示第63号又は64号に定める基準を満たすものとする。

#### ② 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。

### (2) 対象となる者

専攻科支援金の算定対象となるものは、(1)の高等学校専攻科に在学し、以下の①～⑤の全ての要件を満たす者とする。

#### ① 日本国内に住所を有する者

②高等学校専攻科を修了していない者

③高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月（高等学校専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限。）を超えない者

在学期間は、その初日において高等学校専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

- ・日本国内に住所を有していなかった期間（その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。）
- ・高等学校専攻科を休学していた期間（令和2年4月1日以前に高等学校専攻科を休学していた期間を含む。）

④保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者として、以下の算式により算出された額（算定基準額）（保護者等が2人以上いるときは、その全員の算定基準額を合算した額。）が以下の区分に該当する者

**【算式】** 市町村民税の所得割額の課税所得額（※1）（課税標準額）×6%－調整控除の額（※2）

※1 高等学校等修学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）第一条第二項第一号に規定する所得金額等の合計額とする。

※2 政令指定都市に市民税を納付している場合は、調整控除の額に3/4を乗じた額となる。

区分1 保護者等の算定基準額が100円未満である者

区分2 保護者等の算定基準額が51,300円未満である者（区分1に該当する者を除く。）

※地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は0円とする。

ここでいう保護者等とは、生徒に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。）がいる場合は当該保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

なお、高等学校専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」

を「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」（生徒の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。

⑤以下のいずれかに該当する学科に通う者

ア 大学への編入学基準を満たす課程

イ 国家資格者養成課程

なお、①～⑤に該当する者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、専攻科支援金の対象としない。ただし、災害、疾病、その他のやむを得ない事由があると県が判断した場合は、この限りではない。また、年度の途中でア～ウのいずれかに該当することとなった場合、アについては処分を受けた日の属する月の翌月から、イとウについては翌年度の四月から補助の対象としないこととする。

ア 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

ただし、停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

イ 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

ウ 一の年度における出席率が5割以下の者

※対象となる学校において、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、上記ア～ウに該当しないことの確認を行い、県は、各種様式の個人対象要件証明書により学校から報告を求め、確認を行う。

### (3)支給期間

専攻科支援金の算定対象となる支給期間は、高等学校の専攻科については最大で24月とする。

ただし、高等学校専攻科の定める修業年限がこれに満たないものについては、当該修業年限とする。

### (4)専攻科支援金の額

#### ①専攻科支援金の額及び補助対象上限額

専攻科支援金の算定対象となる額は、支給対象となる高等学校専攻科の授業料の月額に相当する額（区分2に該当する者については、授業料の月額に相当する額の1/2の額。以下同じ。）とする。

ただし、授業料の月額に相当する額が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。

〈専攻科支援金の補助対象上限額〉

私立	高等学校	
	区分 1	区分 2
	35,600 円	17,800 円

なお、高等学校等就学支援金制度においては、1 単位あたりの授業料を設定している場合は、別途 1 単位あたりの支給限度額を設けているが、専攻科支援金においては、停学授業料の場合の補助対象上限額と同じ額とし、通算の支給上限単位数及び年間の支給上限単位数は設定しない。

②授業料債権への充当

専攻科支援金の算定対象となる額は、授業料の月額に相当する額（補助対象上限額を超える場合にあつては、補助対象上限額）、つまり、学校設置者が有する受給権者の授業料に係る債権（以下「授業料債権」という。）の額となる。したがって、授業料減免等により、授業料の一部又は全部が免除されている場合は、授業料債権そのものが減額又は消滅しているため、授業料減免後の授業料債権の額が専攻科支援金の額となる。

また、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。専攻科支援金は、あくまで、授業料債権が生じていることが確認でき、その弁済に充てるために支給するものに限る。

(5) 所得に応じた支給

専攻科支援金は、(4) ①のとおり所得に応じた補助対象上限額を設けているが、所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である算定基準額の合算額により判断する。

区分	算定基準額の合算額	世帯年収の目安 (参考)
区分 1	100 円未満	270 万円未満程度
区分 2	100 円以上 51,300 円未満	270～380 万円未満程度

(6) 受給資格認定

専攻科支援金の支給にあたっては、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、受給資格認定申請書に保護者等の課税所得額（課税標準額）や市町村民税の調整控除額等を証明する書類（以下「課税証明書等」という。）を添付して、学校設置者を經由して県に申請し、その認定を受けることを標準とする。

ただし、別の方法により、生徒本人の受給の意思及び支給要件を確認することとした場合はこの限りではない。

なお、所得確認を行う保護者等の全員又は一部が住民税の賦課期日（1 月 1 日）に日本国内に在住しておらず、課税状況の確認ができない場合は、補助の対象とはせず、保護者等の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象とする。

### (7) 収入状況の届出

受給権者に係る所得確認については、受給権者が、毎年度、県の定める日までに、課税証明書等を添付した「保護者等の収入に関する事項」に係る届出書を、学校設置者を經由して県知事に提出することを標準とする。

ただし、別の方法により、所要要件を確認することとした場合はこの限りではない。

### (8) 休学

受給権者が休学する場合は、受給権者である生徒が、専攻科支援金の支給の停止を、学校設置者を經由して県知事に申し出ることを標準とする。

ただし、支給の停止を行わないこととした場合はこの限りではない。

### (9) 転学

受給権者が転学等をする場合は、転学元と転学先で修業年限が異なる場合があり得る。その場合は、以下の計算式に基づき、転学元での支給期間を勘案した上で、転学先での残りの支給期間を計算することとする。

○転学先での残りの支給期間

＝転学先の修業年限（月数）から転学元の在学期間相当（※）を除いた月数

※転学元での在学月数×転学先の修業年限/転学元の修業年限（端数切捨て）

例 1：修業年限 1 年の専攻科に 5 月在学→修業年限 2 年の専攻科に転学

2 年（24 月）－5 月×2 年/1 年＝14 月

例 2：修業年限 2 年の専攻科で 1 8 月在学→修業年限 1 年の専攻科に転学

1 年（12 月）－1 8 月×1 年/2 年＝3 月

例 3：修業年限 3 年の専攻科で 1 0 月在学→修業年限 2 年の専攻科に転学

2 年（24 月）－1 0 月×2 年/3 年＝1 8 月

（端数切捨て）

### (10) 専攻科支援金の支給方法

専攻科支援金の支給方法については、学校設置者による代理受領とすることを標準とする。

ただし、本人の申し出等により県が生徒への直接支給、その他の方法によることとした場合はこの限りではない。

なお、(4) ②のとおり、授業料債権そのものを減じる授業料減免事業は、専攻科支援金の支給ではないため、補助対象とはならない。

## 3 留意事項

(1) 学校設置者は、専攻科支援金について、生徒・保護者等に十分な周知等を行うこと。

(2) 専攻科支援金の受給資格認定申請及び収入状況届出にあたっては、県及び支給対象高等学校専攻科の設置者において、個人情報取り扱いには十分留意するとともに、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した書類の提出方法について、特段の配慮を行うこと。特に学校現

場で生徒の世帯収入を把握することについては、世帯の所得を学校に知られたくないという保護者等の意見があることも踏まえ、必要に応じて申請書類の内容を学校ではなく県知事等で確認できるようにすることが望ましいこと。

- (3) 受給資格認定申請及び収入状況届出において、2(6)(7)の標準的な手続きを行わない場合であっても、支給要件及び支給額の算定根拠等については、書類等により確認可能な状態としておくこと。